

いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 Tel076-225-7621 Fax076-225-7622

新型コロナウイルス感染症の農業経営への影響について 関係団体に政策提言を実施

この度、新型コロナウイルス感染症に伴う県内の農業経営への影響を踏まえ、佛田会長はじめ四役により、政策提言を取りまとめ、5月11日に北陸農政局、県庁農林水産部、JA石川県中央会、日本農業法人協会等の行政や関係団体に対して、政策提言を提出しました。

提言には、緊急支援として5項目

- ・影響が甚大な6次化等に取り組む農業法人への特別支援
- ・資金繰り安定化と資本増強について
- ・所有資産のリース転用での資産の効率利用と負債の軽減 等
今後の状況に応じた中期的な要望として8項目
- ・テレコントロールマネジメント等に対応した技術・経営体制の整備
- ・除菌機器・従業員の休憩施設等の整備による感染防止対策
- ・リスク対応力向上のためのHACCP・GAP等導入支援 等
を盛り込みました。

今回、5月11日に関係各位に要請を実施しましたが、農水省の2次補正予算の政調や農林での協議が始まるタイミングでした。

上記の13項目の内容について、関係各位から、的確な要請であり同感できるとの評価を頂きました。また、関係機関からは、全国段階の組織について、要請を上げて頂いたり、取り組めるものは協力するといった、ご支援の申し出等心強い反応を頂きました。特に、6次化に取り組む経営に影響は大きいですが、時間が経つにつれ、生産のみの経営に影響が拡大しており、特別支援をどう広げるかが課題です。資本増強については、資本性の劣後ローンの検討も始まっており、緊急融資を資本勘定に入れることができるローンをいかにハードルを下げて導入出来るかが課題です。

また、農業の生産性を引き続き向上させ、かつ、コロナ対策にも寄与するテレコントロールによる農業生産の実施、従業員の職場の環境改善、GAP等のさらなる導入等、単なる対策ではなく、付加価値の高い農業経営に結びつくような提案もさせていただきました。

佛田会長コラム

緊急事態措置が解除され、6月から石川県内では自粛要請の業種は無くなりましたが、相変わらず消費の偏在が続いている。農業経営で困っていることは、些細なことでも率直に事務局にご連絡ください。この問題は、地域全体、業界全体で力を合わせて解決することが重要です。農業が重要な役割を果たしていることを国民全体に知つてもらう機会もあります。

今回の行動制限で、皆さんも含めていろいろなことを考えました。また、考え始めました。次代がどうなるかという不安も含めて、心理的変容が大きいと感じます。我々は、地域農業の中核として、ポストコロナに向けて、どのような農業経営を誰のために行ってゆくのか、考えてゆく必要があります。石川県農業法人協会としても出来るだけのことに取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

第25回通常総会について

令和2年度の第25回通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を優先し、下記の日程で委任状開催にて行います。正会員の皆様には、送付された議案を確認いただき、委任状を事務局まで提出願います。

日時：令和2年6月9日（火）

場所：(株)ぶった農産
(コロナ対策で会議室等がとれないため)

なお、今年度の協会活動については、昨年度並みの活動を計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、開催方法などを検討していきます。ご意見のある方は、事務局までご連絡ください。

北陸農政局森澤局長とテレビ会議での 意見交換を実施（5月14日）

先の政策提言に伴い北陸農政局の森澤局長はじめ小林次長、平岩次長等、幹部の方々とテレビ会議にて意見交換を行いました。

森澤北陸農政局長からは、今回、現場で農業者の方々が大変ご苦労されていること、緊急事態措置なご協力頂いていること、農産物の在庫の偏在でお困りなられること等を解決できるよう全力で取り組んでいるとのお話をありました。当協会からは、要請の内容についてご説明し、農政局からは対応状況についてご説明がありました。

今後、このような意見交換をネット会議等で引き続き行うこととなりました。



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者、食品関連事業者への支援策

農林水産省の支援策 (https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support_maff.html)

<注目>

- ・高収益作物次期作支援交付金 (<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryoutu/engei/jikisaku.html>)

外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に対して、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【対象者】令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者（5月20日現在）かつ、収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は加入を検討する生産者

【支援額】定額支援：5万円／10a（加算措置あり）

【申請時期等】石川県の事業実施主体（本事業に取り組む生産者の地域の取りまとめ役となる団体）が決まりましたら、提出期限や提出方法等については情報提供いたします。

他省庁の支援策 (https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support_government.html)

<注目>

- ・持続化給付金 (https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit.html)

事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農林漁業者、食品関連事業の皆様も対象となります。

【対象者】2020年1月以降、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者で、かつ、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

【給付額】法人は200万円まで、個人事業者は100万円まで
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限



- ・小学校休業等対応助成金・支援金 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11498.html)
上限額等の引上げ及び対象期間の延長が行われることになりました。



本だより配布対象 会員・賛助会員・アグリサポート会員・各関係機関
会員の皆様へ

「いしかわ農業法人だより」のメール配信を希望する方は、協会事務局の（南出、島田）までご連絡お願い致します。
e-mail : minamide@inz.or.jp